

消防予第 175 号
平成 17 年 8 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

消防用設備検査時等における石綿に対する安全対策等の実施について（通知）

石綿（アスベスト）による健康被害問題については、現在、政府の関係省庁会議において対策等の検討が行われており、また、消防隊員等の災害時の現場活動における安全対策等については、「災害現場活動時等における石綿に対する安全対策等の実施について（通知）」（平成 17 年 7 月 27 日付け消防消第 162 号）により示されたところです。

消防用設備等の改修検査時や点検実施時等において、各消防本部の検査や査察に従事する消防職員、消防設備士又は消防用設備等の点検を実施する者（以下「点検実施者等」という。）が石綿を含んだ粉塵を吸入する可能性があることから、安全・健康を確保する必要があります。

つきましては、貴職におかれましては、下記の安全対策等について遺漏なきよう徹底していただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

記

- 1 消防職員が、防火対象物（特に昭和 55 年以前に建築された鉄骨造の耐火建築物）において検査又は査察等を行う場合は、石綿粉塵の吸入を防止することができる性能を有した防塵マスク等の保護具（以下「防塵マスク等」という。）を用意し、必要に応じて、消防職員が石綿粉塵を吸入しない措置を講じること。
なお、各消防本部については、防塵マスク等について、実情に応じ早急に整備すること。
- 2 消防用設備等の点検結果報告書の提出時等の機会をとらえ、点検実施者等に上記 1 と同趣旨の措置を講ずべき旨を周知すること。
なお、財団法人日本消防設備安全センターを通じ各都道府県消防設備保守協会へ周知する予定であること。
- 3 現在可能な範囲で各消防本部管轄内に存する石綿を使用した建築物の把握を行うとともに、その情報整理に努められたいこと。